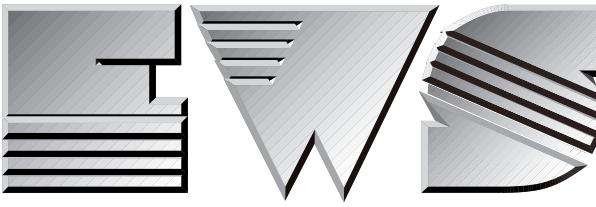




いのちに
やさしい
まちづくり



Neko-Dasuke <http://nekodasuke.main.jp/>
facebook.com/nekodasuke

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440



地域猫対策に関するパブリックコメント

今年6月の動物愛護法改正施行に伴ない、法令などの改正について意見が募られました。

今まで、猫の飼養や保管について責任を持つ飼い主などが法律の対象でした。

飼い主のいない猫が対象の地域猫対策は環境改善活動と位置付けられました。

今までの法律では「動物の飼養又は保管」について決められ、飼い主などが起こしてしまった結果の、好ましくないなりゆきなどが規制の対象でした。

これからは、動物の飼養、保管又は（飼い主がいるかいないかに関わらない）「給餌若しくは給水」に伴い起こってしまう、好ましくないことがらも規制の対象になります。

今までの法律では、役所と協働（同じ目的を目指す）の地域環境保全「地域猫対策」でしたが、これからは野良猫を対象にどなたでも思い通りに働く、「地域猫活動」になり、役所が人々を「管理」できます。

今までの担当の役所は、行政が立てた計画などで行う、地域自治に関する「地域猫対策」の「管理」でしたが、からの役所は、野良猫への「給餌」や「排せつ物」など「人々の行い」と「猫の管理」もできます。

正式には「動物の愛護及び管理に関する法律」第二章基本指針等第五条「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」、通称の「基本指針」と、第四節「周辺の生活環境の保全等に係る措置」通称「周辺環境保全」から、「周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態（法第25条第1項及び2項）」の環境省素案について、

今年の1月と2月に募ったパブリックコメントの内容から一部を抜き出しました。

法律の見直しにあたっては、環境省担当事務局と、同中央環境審議会動物愛護部会の名簿に記載されている、自治体を含む委員17名の検討事項に基づくといわれます。

部会などで検討された論点などは「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）」が、平成30年12月に公開されています。

右のコピーは122頁に及ぶ（論点整理）のほんの一部の抜粋です。

NPOねこだすけでも、パブリックコメントに意見を応募しました。

一方、所有者不明の犬猫のうち、いわゆる野良犬・野良猫については、近隣住民等により餌付けされている個体が多くみられるが、これらの動物には所有者も占有者もいないとされている。各地において、餌付けされた犬や猫による生活環境被害等の発生が大きな課題となっている。〔事務局〕

・野良犬や野良猫には所有者も占有者もいないとされているが、これらに餌付けしている人がおり、これはいわば管理者といえるかもしれない。今すぐに管理者はどうあるべきか、管理者にどのような責任があるかを決めるることは難しいが、管理者という概念を考えるのは良いように思う。〔委員〕

・栄養価の高いペットフード等を用いた餌付け行為は、犬猫の生存率（寿命）や繁殖率を高め、自治体に引き取られる動物を再生産する負の効果をもたらしている。このことから、環境省は、不妊去勢をしていないなど動物の管理が行われていない地域において、無責任な餌やりを行わないように普及啓発してきている。一方で、餌やり行為を単純に禁止等すると、人目につかない時間帯に餌やりが行われるなど状況が把握困難になり、動物の管理施策上、逆効果をもたらすとの指摘もある。無責任な餌やりは、近隣住民の生活環境保全上大きな課題である一方、意見の対立のある大きな課題となっている。〔事務局〕

・所有者でも占有者でもなく、管理者のような概念を考えててもよいのではないか。〔委員〕

・現行法では所有者のいない犬猫にかかる者への対応を想定していないことが問題〔自治体〕

・餌やり者の管理責任と無責任な餌やりの定義を明確化する必要がある。〔自治体〕

・法25条の規定を野良猫の給餌にまで適用できる規程を設ければある程度の対応が可能。〔自治体〕